

令和 5 年度  
宮崎地方最低賃金審議会  
第 3 回宮崎県最低賃金専門部会

宮 崎 労 働 局

開催日時 令和 5 年 8 月 10 日 午後 3 時 00 分 ~  
開催場所 宮崎合同庁舎 2 階  
共用大会議室

## 会 次 第

1 金額提示

2 金額審議

## 1 金額提示

## 2 金額審議

# (案)

別紙

## 公益委員見解

令和5年度宮崎県最低賃金の改定審議に当たり、第1回宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会において、労使それぞれから基本的見解が理由とともに示され、本日まで計3回に亘って審議を行ってきた。

### 1 労側委員の主張

基本的見解として、最低賃金に対する関心が年々高まり、今年の春闘において高水準で実現した賃上げの成果を未組織の労働者へも広く、確実に波及させる必要がある。

2021年度後半以降の物価上昇は、労働者の生活に大きな打撃を与えており、最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫している。足元の実質賃金は前年比1.2%と、物価上昇に賃金が追いついていない状況であり、実質賃金を強く意識した議論が必要である。さらに、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」政策が終了する10月以降も見通して議論すべきである。

今後、労働力人口が減少する現下の環境において、人財不足が顕著な中小企業・零細事業所においてこそ、人財確保・定着の観点で最低賃金を含む賃上げが急務であり、都市部への労働力流出の一因となっている地域間格差への配慮の観点から「額差」の縮小が必要である。

なお、最低賃金の引上げは、環境整備の観点もセットで議論すべきであり、政府の各種支援策のさらなる活用推進と、その実効性を高めていく必要がある等の意見が出された。

また、金額提示に当たっては、2023春季生活闘争第7回(最終)回答集計において、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は加重平均で、時給52.78円(同29.35円増)であり、引上げ率は概算で5.01%となり、時給は一般組合員(平均賃金方式)を上回っていることや、若者、女性、高齢者を含む全ての労働者がそれぞれの能力を活かし、意欲を持って働くことができる多様な働き方を選択できる社会の実現が重要であり、雇用環境の整備、人財確保のためにも最低賃金の引上げが不可欠である等の意見が示され、第1回では現行853円から53円引上げの906円、第2回目では6円引下げて47円引上げの900円とし、本日第3回では、最終的な金額として45円引上げの898円との意見であった。

### 2 使側委員の主張

基本的見解として、中小企業を取り巻く状況として、消費者物価指数が前

年同月比プラス3%台と高い数値で推移しているものの、国内企業物価指数は、5月で前年同月比プラス5.1%と、消費者物価指数より高い水準となっている。

また、宮崎県内の景気も概ね改善傾向が窺えるものの、物価上昇が業況に「影響がある」と9割を超える企業が回答するなど、先行きへの不安、懸念が高まっている状況にある。

今年の春季労使交渉では、中小企業を含め、多くの企業が大幅な賃金引上げを実施しているが、労働需給のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた、いわば「防衛的賃上げ」を行った中小企業が一定程度存在していると考えられる。

足元の物価上昇、春季労使交渉における賃金引上げ状況、賃金改定状況調査結果第4表、人材確保・定着の観点から、今年度最低賃金を引き上げることの必要性については理解するものの、最低賃金制度は賃金の低廉な労働者に対する「セーフティネット」であり、賃金引上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではない。

また、最低賃金法第9条には、地域別最低賃金の決定にあたっては、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金の支払能力を考慮して定めなければならないと明記されている。

最低賃金は、業績の良し悪しに関係なく、一律に強制力をもって適用される。強制力のある最低賃金の引上げは慎重に判断されるべきであり、生産性の向上や取引適正化への支援等によって中小企業が自発的に賃金引上げをしやすい環境をまずもって整備すべきである。

したがって、エネルギーコストや原材料費の高騰といった企業物価の動向、価格転嫁の進捗状況など、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続と従業員の雇用維持の観点から、その実態をしっかりと踏まえた上で、審議をすべきである。

金額提示に当たっては、中小企業の賃金引上げの実態を示し、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力の3要素を総合的に表す「賃金改定状況調査結果第4表」を重視した審議を基本とすべきである。

加えて、エネルギーコストや原材料費の高騰といった企業物価の動向、価格転嫁の進捗状況など、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえつつ、事業の継続と従業員の雇用維持の観点から、その実態をしっかりと踏まえた上で審議をすべきであり、さらに、中小企業に対する支援の一層の強化に取り組むことを含めて審議に臨む等の意見であった。

また、提示金額については第1回では第4表のCランクの賃金引上げ率2.7%に基づき23円引上げの876円、第2回ではCランクの令和4年10月から令和5年6月までの消費者物価指数4.0%に基づき、そこから11円引

上げて 34 円引上げの 887 円との意見が出され、本日第 3 回でも変わらないとの意見であった。

### 3 公益委員見解

上記のとおり、労使各側から基本的見解と金額提示がなされ、真摯にご議論いただいたが、提示金額に相違があり、最後まで引き上げ額に関して意見の一致をみるに至らず、公益見解に基づき判断することで各側から了承が得られたので、以下に公益委員見解をお示しする。

中央最低賃金審議会の目安答申における、中央最低賃金審議会会長代理のメッセージにおいても、令和 5 年全員協議会報告や令和 5 年度改定の目安に関する小委員会報告に記載しているとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識するとともに、地方最低賃金審議会では、目安及び公益委員見解で述べている 3 要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上で引上げ額を導くことが求められている。

今年度の目安額についても、3 要素のデータに基づき中央の目安小委員会で 5 回に渡って議論を重ね、その結果、目安額については、A ランク 41 円、B ランク 40 円、C ランク 39 円とされたものであることから、当専門部会においても目安に関する公益委員見解記の 2 ( 1 ) アないしカ等を十分に踏まえながら総合的に検討を行ったところである。

加えて、目安に関する公益委員見解をまとめるに当たり、目安額について様々な資料に基づき公労使で真摯な議論が行われたところであり、この議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、公労使による真摯な議論が行われることの期待や中央最低賃金審議会の報告についても参考にしつつ、公労使による真摯な議論を要望すること等が望まれている。

これらの点を踏まえつつ、以下について検証した。

#### ( 1 ) 雇用失業情勢

当県の令和 5 年 6 月における雇用失業情勢は、以下の状況であった。

有効求人倍率 ( 季節調整値 ) は、1.42 倍と前月より 0.02 ポイント低下しているものの、96 か月連続で 1 倍台を維持し、求人が求職を上回る状況が継続しており、着実に改善が進んでいること。

有効求人倍率 ( 季節調整値 ) は、全国平均の 1.30 倍より高い水準にあること。

有効求人倍率 ( 季節調整値 ) は、九州 8 県のなかでは 2 番目に高いこ

と。

ハローワークの常用パート職業別求人募集賃金の下限平均額は、全体では 985 円であり、昨年同時期の 943 円より 42 円上昇していること。また、求人募集賃金額は低いほうから「生産工程の職業」の 910 円、「販売の職業」の 941 円であり、現在の最低賃金額 853 円に目安額 39 円を引き上げた最賃額 892 円より高額であること。

#### (2) 賃金改定状況

賃金改定状況調査結果第 4 表 で、宮崎県が含まれる C ランクの賃金上昇率は 2.7% と、過去最高の数値となっていること。

#### (3) 消費者物価指数の上昇

直近の消費者物価指数の上昇により、実質賃金が 15 か月連続で低下していること。さらに、電気・ガスの消費者負担を軽減するための「電気・ガス価格激変緩和対策事業」が終了する 10 月以降の消費者物価指数の上昇も想定しておく必要があること。

#### (4) 労働力の確保

当県が属する C ランクの目安額は 39 円であり、A ランクの 41 円及び B ランクの 40 円と比較すると 2 円乃至 1 円低くなっている。現時点において A B ランクの都道府県の多くが目安どおりの改定を予定しており、当県が目安どおりの改定となれば、額差のさらなる拡大が生じ、当県から他県への人材流出が懸念されること。また、近隣地域との均衡を考慮する必要がある。

以上のことを総合的に勘案した結果、令和 5 年度宮崎県最低賃金については、現行の 853 円から 44 円 引上げて、897 円 とし、発行日は法定どおりとすることが妥当であると考える。

なお、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性は労使共通の認識であるところ、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、円安や資源高を背景とした原材料費等の高騰に加えて、多くの事業者が十分に価格転嫁できていないことなどによる先行きへの不安や懸念を抱えている。

したがって、業務改善助成金等各種助成金の積極的な活用や実効性のある価格転嫁対策を徹底し、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、政府による支援の一層の強化が必要であることを申し添える。

以上



## (案)

### 付帯決議

中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、円安や資源高を背景とした原材料費等の高騰に加えて、多くの事業者が十分に価格転嫁できていないなどによる先行きへの不安、懸念が高まる状況の中で、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保することにより安定した事業を継続し、雇用を確保・維持できるよう最大限の配慮を国に求めるよう当専門部会として全会一致で下記のとおり付帯決議する。

### 記

- 1 中小企業・小規模事業者が今後も継続して事業を行い、雇用の確保・維持に資するものとするため、業務改善助成金をはじめとする各種支援策について、要件を緩和する等、さらなる強化を図ること。
- 2 原材料費等の高騰の影響を強く受けている中小企業・小規模事業者に対し、賃金引上げ幅に見合った実効性のある新たな支援策の創設を早急に検討すること。
- 3 中小企業・小規模事業者が賃上げに伴い負担が増大する社会保険料及び税金の減免措置が受けられるような対策を検討すること。
- 4 最低賃金引上げに伴い、社会保険制度の扶養から外れる等による手取り額の減少を避けるために勤務時間を調整する、いわゆる「年収の壁」が、人手不足問題を深刻にしていることから、制度改正を含めた抜本的な対策を早急に検討すること。

(案)

令和5年8月10日

宮崎地方最低賃金審議会  
会長 橋口 剛和 殿

宮崎地方最低賃金審議会  
宮崎県最低賃金専門部会  
部会長 森部 陽一郎

### 宮崎県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月6日、宮崎地方最低賃金審議会において付託された宮崎県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月6日発効の宮崎県最低賃金(時間額821円)は令和3年度の宮崎県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、円安や資源高を背景とした原材料費等の高騰に加えて、多くの事業者が十分に価格転嫁できていないなどによる先行きへの不安、懸念が高まる状況の中で、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保することにより安定した事業を継続し、雇用を確保・維持できるよう最大限の配慮を国に求めるよう当専門部会として全会一致で下記のとおり付帯決議する。

### 記

- 1 中小企業・小規模事業者が今後も継続して事業を行い、雇用の確保・維持に資するものとするため、業務改善助成金をはじめとする各種支援策について、要件を緩和する等、さらなる強化を図ること。

(案)

- 2 原材料費等の高騰の影響を強く受けている中小企業・小規模事業者に対し、賃金引上げ幅に見合った実効性のある新たな支援策の創設を早急に検討すること。
- 3 中小企業・小規模事業者が賃上げに伴い負担が増大する社会保険料及び税金の減免措置が受けられるような対策を検討すること。
- 4 最低賃金引上げに伴い、社会保険制度の扶養から外れる等による手取り額の減少を避けるために勤務時間を調整する、いわゆる「年収の壁」が、人手不足問題を深刻にしていることから、制度改正を含めた抜本的な対策を早急に検討すること。

(案)

別紙 1

## 宮崎県最低賃金

- 1 適用する地域  
宮崎県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 897円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

宮崎県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 宮崎県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 821 円
- (3) 発 効 日 令和 3 年 10 月 6 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和 3 年度
- (3) 生活保護水準（令和 3 年度）  
生活扶助基準（第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費）の宮崎県内人口  
加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,341 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると宮崎県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$821 \text{ 円（宮崎県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.816 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 116,435 \text{ 円}$$

令和 5 年 7 月 12 日開催の中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会の資料 2「生活保護と最低賃金」のグラフに示された比率。